

## 三木市福祉 3 計画（地域福祉計画、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障害者基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画）策定支援業務委託プロポーザル実施要領

### 1 目的

この実施要領は、三木市福祉 3 計画（地域福祉計画、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障害者基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画）策定支援業務（以下「本業務」という。）の契約の相手方となる事業者をプロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定める。

### 2 業務概要

#### （1）業務名

三木市福祉 3 計画（地域福祉計画、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障害者基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画）策定支援業務

#### （2）業務の目的

本業務は、「第 5 期三木市地域福祉計画」、「三木市高齢者福祉計画・第 10 期介護保険事業計画」及び「第 6 期三木市障害者基本計画・第 8 期三木市障害福祉計画・第 4 期三木市障害児福祉計画」の策定へ向けて、基本資料となる市民アンケート調査等各種調査の実施とともに、各計画内容の検討に必要な情報収集、資料作成、検討を行う会議の運営支援その他これらに伴う業務の全般的な支援について、各計画間の相互の連携及び内容の調整を図りながら効果的、効率的に実施することを目的とする。

#### （3）業務に係る計画の範囲

##### ア 第 5 期三木市地域福祉計画

以下に掲げる計画を一体的に策定する。

- ① 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条第 1 項に基づく市町村地域福祉計画（令和 9 年度から令和 14 年度まで）
- ② 再犯の防止等の推進に関する法律第 8 条第 1 項の規

定に基づく、再犯の防止等に関する施策の推進に関する事項（令和 9 年度から令和 14 年度まで）

③ 成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条第 1 項の規定に基づく、成年後見制度の利用の促進に関する事項（令和 9 年度から令和 14 年度まで）

イ 三木市高齢者福祉計画・第 10 期介護保険事業計画

以下に掲げる計画を一体的に策定する。

① 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 第 1 項に基づく市町村老人福祉計画（令和 9 年度から令和 11 年度まで）

② 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条第 1 項に基づく市町村介護保険事業計画（令和 9 年度から令和 11 年度まで）

③ 共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和 5 年法律第 65 号）第 13 条第 1 項に基づく市町村認知症施策推進計画（令和 9 年度から令和 11 年度まで）

ウ 第 6 期三木市障害者基本計画・第 8 期三木市障害福祉計画・第 4 期三木市障害児福祉計画

以下に掲げる計画を一体的に策定する。

① 障害者基本法（昭和 24 年法律第 84 号）第 11 条第 3 項に基づく市町村障害者計画（令和 9 年度から令和 14 年度まで）

② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条第 1 項に基づく市町村障害福祉計画（令和 9 年度から令和 14 年度まで）

③ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 20 第 1 項に基づく市町村障害児福祉計画（令和 9 年度から令和 14 年度まで）

（4）業務内容

以下の仕様書に掲げるとおりとする。なお、各内容はプロポーザル実施時点で予定しているものであり、事業者選定後、双方協議のうえ業務の詳細についての仕様書を定める。また、

プロポーザルにおける企画提案においては、本内容の変更又は追加等の提案を行うことも可能とする。

ア 「第5期三木市地域福祉計画策定支援業務委託仕様書」

イ 「三木市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定支援業務委託仕様書」

ウ 「第6期三木市障害者基本計画・第8期三木市障害福祉計画・第4期三木市障害児福祉計画策定支援業務委託仕様書」

#### (5) 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

※本契約は、債務負担行為に基づく複数年契約とする。

ただし、この契約に係る予算上の都合その他の必要があるときは、(6)の提案限度額を変更することができる。

なお、各年度の業務内容は、(4)業務内容の仕様書を参照すること。

#### (6) 事業規模（提案限度価格）

金21,500千円（消費税及び地方消費税を含む。）

(内訳)

ア 第5期三木市地域福祉計画策定支援業務

7,000千円

イ 三木市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定支援業務

7,000千円

ウ 「第6期三木市障害者基本計画・第8期三木市障害福祉計画・第4期三木市障害児福祉計画策定支援業務

7,500千円

ただし、この金額は、提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意すること。

### 3 実施形式及び契約の締結

本プロポーザルは、公募型で実施する。また、契約の締結は、審査により契約候補者に選定された者と詳細協議を行い、協議が成立した後に三木市契約規則の基づき契約を締結する。

#### 4 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) この事業の公告日現在において、三木市入札参加資格者名簿に登載されている者であること。又は本要領及び関係法令等を遵守し、仕様書【別紙1】に基づく業務を遂行できる十分な資力、信用及び技術的能力を有する事業者であって法人格を有していること。
- (2) 公告日時点において三木市指名停止基準による指名停止処分を受けておらず、かつ契約締結の日までの間に指名停止処分を受ける見込みがないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 公告日時点において会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされておらず、かつ、契約締結の日までの間に更生手続開始の申立て又は再生手続開始の申立てがなされる見込みもないこと。
- (5) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 三木市暴力団排除条例（平成24年三木市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者が経営に関与していないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。

#### 5 スケジュール

内 容	期 日
プロポーザル公告（実施要領の公表）	令和7年6月 5日（木）
質問書の受付期限	令和7年6月16日（月）
質問書に対する回答予定日	令和7年6月23日（月）
参加表明書、会社概要書の提出期限	令和7年7月 4日（金）

参加資格審査結果通知書兼企画提案書等通知予定日	令和7年7月9日(水)
企画提案書、見積書等の提出期限	令和7年7月23日(水)
一次審査結果通知	令和7年7月28日(月)
プレゼンテーション実施予定日	令和7年8月7日(木)
審査結果通知予定日	令和7年8月18日(月)
業務委託契約締結予定日	令和7年8月23日(金)

## 6 実施要領等の配布

### (1) 担当部署及び問い合わせ先

〒673-0492

兵庫県三木市上の丸町10-30

三木市役所健康福祉部高齢福祉課

電話：0794-82-2000

FAX：0794-82-9943

メールアドレス koreifukushi@city.miki.lg.jp

### (2) 実施要領等の配布

ア 配布期間：令和7年6月5日～7月4日

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時まで)

イ 配布場所及び受付場所

上記(1)の担当部署で配布するほか三木市ホームページ：

(<http://www.city.miki.lg.jp/>) からダウンロードできる。

## 7 質問の受付及び回答方法

本業務に関する質問は、参加表明する予定がある者が、次のとおり行うこと。

なお、質問回答は、仕様の変更または追加とみなす。

### (1) 質問方法

質問書(様式第4号)に質問内容を簡潔にまとめ、電子メールにより提出すること。なお、メールの件名は、「(事業者名)プロポーザル質問書の送付」とすること。

### (2) 提出先

三木市役所健康福祉部高齢福祉課

メールアドレス：[koreifukushi@city.miki.lg.jp](mailto:koreifukushi@city.miki.lg.jp)

(3) 提出確認

メール送信後に、提出先まで電話により到達確認を行うこと。

電話番号：0794-82-2000（代表）内線 2 3 0 3

(4) 受付期間

令和 7 年 6 月 5 日～6 月 1 6 日まで

(5) 回答方法

回答は、全ての質問を取りまとめたうえで、一括して令和 7 年 6 月 2 3 日(月)までに全事業者にメールにより回答する。ただし、質問の内容が、企画提案書等の作成作業を進める上で大きな影響を及ぼすと判断されるものは、随時、全ての質問者に回答するものとする。なお、質問のあった事業者名は公表しない。

(6) 留意事項

質問回答の内容は、仕様書の追加又は修正とする。

8 参加申込の提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び三木市契約に関する規則等の各規定を理解した上で、次のとおり必要書類を提出して下さい。

(1) 参加表明書（様式第 1 号） 1 部

(2) 会社概要書（様式第 2 号） 1 部

※パンフレット等会社の概要がわかるものを、併せて提出すること。

(3) 暴力団排除に係る誓約書（様式第 3 号） 1 部

(4) 質問書（様式第 4 号） 1 部

(5) 業務実績調書（様式第 5 号） 1 部

(6) 業務実施体制表（様式第 6 号） 1 部

(7) 配置予定者調書（様式第 7 号および第 7 号の 2） 1 部

(8) 三木市入札参加資格のない事業者については、次に掲げる書類を合わせて提出すること。

(ア) 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

※現在事項全部証明書は不可。

※交付日が提出日から3か月以内のもの。

(イ) 法人印鑑証明書

※交付日が提出日から3か月以内のもの。

(ウ) 財務諸表

法人の直近決算年度分の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれに準ずるもの。

(エ) 国税等納税証明書

法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書

※税務署が発行したもの。

※交付日が提出日から3か月以内のもの。

(オ) 三木市税納税証明書

市内に本店・支店等を置く事業者は三木市税の納税証明書

※「滞納なし」の証明書を提出すること。

※交付日が提出日から3か月以内のもの。

## 9 参加申込提出方法及び提出先

### (1) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便、期限内必着）

※窓口受付は、平日午前9時～午後5時までの間とする。

### (2) 提出先

〒673-0492

兵庫県三木市上の丸町10番30号

三木市役所健康福祉部高齢福祉課 宛

### (3) 提出期限

令和7年7月4日（金）

### (4) 辞退

参加表明を提出した後、都合により辞退する場合は、速やかに代表者印等を押印した参加辞退書（様式第1号の2）を持参又は郵送により提出すること。

## 10 参加資格審査結果通知

- (1) 参加申込後、参加資格を有すると認める者には「参加資格審査結果通知書兼企画提案書等提出依頼書（様式第8号）により参加資格要件を満たしていることを通知するとともに、企画提案書等の提出を依頼する。
- (2) 参加申込後、参加資格がないと認めたものには「参加資格審査結果通知書」（様式第9号）により参加資格要件を満たしていないため、プロポーザルの参加は認められない旨を通知する。

## 11 企画提案書・見積書の提出

提出方法及び提出先は、「10 提出方法及び提出先」による。

### (1) 提出期限

令和7年7月23日（水）

### (2) 企画提案書

提出書類については、次のア～オの順に綴じること。

添付書類がある場合は、エの後ろに重ねること。

ア 企画提案書表紙（様式第10号）

イ 目次（任意様式）

ウ 企画提案書（任意様式）

文字サイズ12ポイントを基本とし、A4サイズ、縦型横書き（縦長綴じ）とすること。また、企画提案書は20ページ以内とし、ページ番号を付すこと。内容については、以下の(ア)～(ウ)について記載すること。また、提出書類に記載する表現については、わかりやすい内容とすること。なお、やむを得ず専門用語を使用する場合は、注釈をつけること。

(ア) 基本的事項について

(イ) 提案事項について

(ウ) 独自提案事項について

エ 工程表（任意様式）

オ 見積書（様式第11号）

### (3) 提出部数

10部（原本1部を含む。）

(4) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便、期限内必着）

※窓口受付は、平日午前8時30分～午後5時までの間とする。

(5) 提出先

〒673-0492

兵庫県三木市上の丸町10番30号

三木市役所健康福祉部高齢福祉課 宛

12 審査及び選定

(1) 選定方法

ア 参加申込の提出書類を受理した後、担当部局において応募資格の適否を確認する。

イ 審査にあたっては、三木市職員で構成するプロポーザル審査委員会を設置し、応募資格を満たしている応募者を対象に、審査評価基準に基づき、応募者の提案書類（企画提案書等）及びプレゼンテーションについて審査する。

ウ 応募件数が3件以上となった場合は、提出があった参加申込の提出書類をもとに一次審査を実施し、プレゼンテーション審査（二次審査）へ回る案件を絞り込むことがある。

(2) 提案書類（企画提案書等）及びプレゼンテーション審査

ア 実施日

令和7年8月7日（木）

※実施時間や会場などの詳細は、後日通知する。

イ 審査方法等

審査は、三木市福祉3計画策定支援業務に係るプルポーザル審査委員会により、次の方法で行う。

(ア) 1提案者当たり、プレゼンテーション30分以内、質疑応答（評価を含む。）15分程度とし、出退及び機器準備を含めて60分以内とする。

(イ) プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付順とする。

(ウ) プレゼンテーション審査は、非公開とする。

ウ その他

- (ア) 審査における説明者は、本業務の従事予定者（主たる担当者を含め4名程度）とする。
- (イ) プレゼンテーションにおいてパソコン等の機器を使用する場合は、参加者側で準備すること（プロジェクター及びスクリーンは、市で準備する。）。
- (ウ) パソコン（パワーポイント等）を使用してプレゼンテーションを行う場合の資料（データ）については、提出書類のうち、企画提案書と同様のものとする。（同様の内容であれば、表現形式の変更可）
- (エ) 当日の資料追加は、認めないものとする。

(3) 審査項目

審査項目	評価内容	配点
業務実施体制	・業務遂行のための適切な体制（人員配置及び役割分担）となっているか。	10
	・配置予定者が市町村の福祉分野（地域福祉、高齢者福祉、障害者福祉）における行政計画の策定支援業務について、豊富な経験や実績を有しているか。	20
	・配置予定者の他の従業務務の状況を踏まえ、本業務に対する専任性が確保されているか。	20
業務実績	・本市を含む市町村での福祉分野（地域福祉、高齢者福祉、障害者福祉）における行政計画の策定支援業務についての実績（令和2年度以降）	20
費用	・見積金額は適当か。	30
企画提案の内容	・国や県の動向を的確に捉えた上で、本市の現状を十分理解しているか。	20
	・将来発生する市の課題を的確に想定し、それに対して効果的かつ実効性のある計画の考え方が明確に提示されているか。	20
	・本業務を期間内に確実に完了できるよう詳細なスケジュールが示されているか。	10
	・福祉3計画の調和を図り、かつ連携を確保するための効果的な手法が提案されているか。	10

	・提案者と市との作業分担が適切であるか、また、的確な業務支援が提案されているか。	10
	・仕様書の項目以外で、三木市にとって特筆すべき有益な提案がなされているか。	20
発表時の対応など	・質問に対する応答が迅速かつ明確で、業務の正確性や業務遂行能力及びコミュニケーション能力の高さが感じられるか。	10
合 計		200

#### (4) 審査方法

ア 応募者から提出された企画提案書等とプレゼンテーションの結果を踏まえ、選定評価基準に基づき審査委員会が評価点を算出する。

イ 各委員の評価点の平均をもって委員会の評価点とし、これを応募者に対する評価点とする。

#### (5) 業務受託候補者の決定

ア 評価結果に基づき、最高得点を獲得した応募者を、業務受託候補者として選定する。

イ 最高得点応募者が複数あった場合は、審査委員会の議決により決定する。

#### (6) 失格事項

次に掲げる要件のいずれかに該当した場合は、失格とする。

ア この要領に定める参加資格を満たさない場合

イ 提出書類に虚偽の記載をした場合

ウ 提出書類に不備があり、提出期限までに補完されない場合（軽微な場合を除く。）

エ 審査の透明性、公平性を害する行為があった場合

オ 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく審査に反する行為がある場合

### 13 その他

(1) 応募者が1者の場合において、審査委員会の評価点（価格点を除く）が6割以上の場合は、受託候補者として選定する。

- (2) 契約の締結に当たっては、市と受託候補者とで細部について調整を行い、委託条件を協議の上、契約を締結できるものとする。
- (3) 受託候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、提出書類に虚偽の報告があったとき又は協議が調わないときは、その選定を取り消すとともに、次点者と調整協議の上、契約を締結するものとする。
- (4) 企画提案の手続に関する書類の作成及び提出に係る費用その他本プロポーザルに要する費用は参加者の負担とする。
- (5) 提出された書類は、審査、説明等のために、その写しを作成し、使用することができる。
- (6) 提出期限（市が別途追加資料の提出を求めた場合は、その提出期限）後の提出書類の差替え及び再提出は認めないこととし、提出された書類は返却しない。
- (7) 受託者から提出された企画提案書は、三木市情報公開条例（平成11年三木市条例第1号）の規定に基づき公開する。

また、当該提出書類以外のプロポーザル実施に関する情報（受託者以外の提案者から提出された企画提案書を含む。）は、同条例の規定に基づき提案者と個別の協議のうえ、公開することがある。

担当者

〒673-0492

兵庫県三木市上の丸町10番30号

三木市役所健康福祉部高齢福祉課 担当：井上

電話 0794-82-2000（代表）

メール [koreifukushi@city.miki.lg.jp](mailto:koreifukushi@city.miki.lg.jp)